

ルイ十四世時代男子服の表現性

菅原 珠子

序

フランスでは十七世紀後半から十八世紀初め、即ち1644年から1715年までの長期間ルイ十四世が君臨し、マザラン、コルベール (Mazarin, Colbert) の宰相に引続き補佐されて、国力的にも文化的にも充実した時代であり、服飾の面でも西欧諸国の指導的な立場にあったという。

Giulio Carlo Argan は、十七世紀について言っている。// 現実であれ、見せかけであれ、この世紀を支配しているかに見える時代の非合理的性格は、あらゆる知的な行動が日々の生活に及ぼすところの影響に基いていた。十七世紀の文化が非合理であるということは確かにあり得る。しかし、それは意識した非合理であり、常に調節しよく考えられたものである。……十七世紀の非合理主義の主な特性は、抽象的思考の伝統的な威光を軽視し、感覚を通して伝えることの出来ないあらゆる価値を除外して、それ自体を示し、あるいはそれ自体を具体化する傾向であった。そこで芸術は特別の重要性を所有する。何故なら、芸術はあらゆるものを、眼をとらえ眼を楽しませるイメージに変形するからである。⁽¹⁾ 彼によれば、十七世紀を支配するものは非合理主義の考え方であり、それが造形的に表現されることであった。そしてまた彼の解釈では、“バロックは、ルネッサンスと十八世紀という二つの合理主義の時代の間であり、……合理主義の一つの形が他の形へと移り変わる間の過渡期でしかない。……前者は世界が完全な合理主義の中にあって、創造主の最大の合理主義が表現され、後者では、思想家達は全く別の見方をした。即ち理性の時代は最早いかなる啓示あるいは先験的真理をも承認しなかつた⁽²⁾と考えた。”

彼が、“非合理主義”とか、“過渡的時代”として扱っている十七世紀は、服飾の上では確かにルネッサンスとロココの間であって、一種独特の様相を呈する。十六世紀や十八世紀が、それぞれの様式としてほぼまとまった傾向を示しているのに対し、十七世紀のそれは造形的表現が、感覚的にも視覚的にも統一されていないようにみえる。例えば、男子の服装の基本的な形式は、十六世紀にすでに上衣と下衣による二部式の組合せ形式がほぼ出来上っている。根本的には人体にあわせて裁断されている“窄衣”⁽³⁾いわゆる体形衣である。その、形式的には同様な服装が、ルイ十四世の時代に、十七世紀前半あるいは十六世紀とは別の様相を表わし始めた。そこに即ち、窄衣の表現の多様性が存する。“バロックという言葉が生活すべてに適用するものである”⁽⁴⁾とすれば、“バロック芸術における excesses (過剰, 過多) とよばれるもの”⁽⁵⁾は、服飾の上にも適用出来るカテゴリーではなかろうか。即ちこれは、“驚きの感覚を起こすことを目的とするために、特殊な結果に達するように工夫し、従ってすべての習慣と関係をたつ”⁽⁶⁾のである。基本的な形式がほぼ成立した当時の男子服において、眼を楽ませるための造形表現と、“excesses”なる感覚が服飾の造形上の一面を支配していると考えられる。窄衣即ち体形衣においては、その実用的な機能性はもとより論をまたないが、その美的表現性が、如何なる形で具体化されているかという点について、ルイ十四世時代の服飾は、一つの姿を表示しているようである。

衣服の変形

十七世紀の男子の服装は、十六世紀以来のプールポアン (pourpoint) とオードショース (haut-de-chausses) という上衣と下衣が服装の主体をなし、それにシュミーズ (chemise) バドショース (bas-de-chausses) などが加わり、更に後半の一時期オードショースの一種といわれるラングラーブ (rhingrave) が出現する。なお世紀末には、プールポアンに代ってジュス

トコール (justaucorps) が登場して、これとキュロット (culotte) という組合せが次の十八世紀を通して男子服を構成する。そして、ルイ十四世時代のこれらの基本的な服装形式における美的表現性は、思うに特に大胆な変形と多様な装飾によって、造形的には特徴づけられている。その中で特に、プールボアンの変形とラングラブの出現が当時の男子服の外観を決定づける原因として挙げられる。

プールボアンは、十七世紀前半、即ちルイ十三世時代には男子服の中心であり、上半身を掩う腰たけまでの長さのゆったりした上衣であり、取りはづしの出来る袖は手くびまでの長さであった。ところが、ルイ十四世の治世には、これが次第に形を変えて、着たけも袖たけも短くなり、子供のジャケットのようになったという。“着たけは約半分に、袖たけは約三分の二の寸法となり、モリエール (Molière) がこの衣服をブラッシェール brassière⁽⁷⁾ と名付けた程びったりした名称はない”⁽⁸⁾ といわれるようになった。たけの短かくなったプールボアンは前開きで、ひらいた前や、短かいすそや袖先の下からシュミーズがあふれてみえる。この短いプールボアンと下半身を掩うオードショースの間からはみだしたシュミーズのレースやひだが当時の男子服の上半身の特徴づけている。表面積の少いプールボアンに対しそれを補うかの如く拡がりをみせるシュミーズはレースやフリルで飾られるが、これらのレースのついた縁飾りや胸飾りはジャボ (jabot) と名づけられた。ジャボとは元来は家禽の臍物で、それが殆ど毛で掩われない時のふくらみの形に似ているところからそう呼ばれたという。そして、この溢れる如きリンネルの小波は、非常におかしなモードとして眼にみえたらしい。“人が一歩あるくたびに衣服の本体がおちるかの如くであったので、街の子供達は、Monsieur vous perdez vos chausses. / (小父さん、ショースをなくすよ) と叫んでいた”⁽⁹⁾ という。そして、“このだらしのないモードと共にシュミーズは肌の上に直接に着用することはできなかった。それは風邪とリューマチに身をさらすことになるので、下にキャミソル (camisole) と第二のシュ

ミーズが着けられた。⁽¹⁰⁾”

このようなブルポアンに相応する如く、ラングラブというスカート状の underwear が現われるのは1650年から1675年頃である。これは特に宮廷を中心として流行し、さらに流行を追う人々に愛用されたい。ルロアール (Leloir) によれば、⁽¹¹⁾ フランドル人が着けていた際限のない大きさのオードショースに由来し、スカートのように足が一つになったもので、前後とも一様にリボン結びで飾られている。これは初めは現代のキュロットスカートの如くわかれていたものであったが、ラングラブの下につけたオードショースのちのキュロット) がふくらんで来たときに、本当に一枚つづきのスカート状のものとなった。ルロアールは前者をラングラブウーベルト (rhingrave ouverte) 後者をラングラブフェルメ (rhingrave fermée) と記述している。ベーン (Boehn) は、”1685 年に一英国人の始めたウンターロックホーズ (unterrockhose, petticoatbreeches) をその起源⁽¹²⁾” としているし、その他にも二、三の仮説がある。モリエールはこれをコション (cotillons — 女性のアンダースカートの意味) と皮肉に言っているが、20から 30 ellen (約12~20米位) の布を用いて製作されたといわれるこのスカート状の underwear は、女性風のモードが愛好された時代に、男子のみでなく、女性からも非常に賛成を得たということである。

ルイ十四世時代のモードが女性的な感覚に近いと言われるが、”当時の風俗に対する考えをのべた les lois de la galanterie françois (フランスの礼儀の教理) という評論 (1644年刊) は、ともすればモードを虐待しようとする文学とは逆に、素直にモードを弁解⁽¹³⁾している” が、その中に、当時の女性がつけたつけぼくろを男性もまた愛したことと、その理由がのべられている。即ち、”おしゃれな伊達者にとって、丸くて長いつけぼくろやかなり大きな黒い膏薬をこめかみの上につけることが許されるであろう。……もしも批評家が、それは女性の模倣であると咎めるならば、我々が感嘆し、熱愛する女性の例に従う方法しか知らない、と答えることによって彼等を感じ

動させることが出来るであろう。”⁽¹⁴⁾ というのである。つけぼくろ言々についてはこの項目とは関係がないが、しかし女性のモードを不自然でなくとり入れようとするところに当時代の男子の服飾に対する一つの考え方が窺われる。

小さくなったプールポアンの下からはみ出して垂れ下がるシュミーズやジャボ、さらにスカート⁽¹⁴⁾の如きラングラブという、当時流行の服装について、モリエールは、彼の“亭主学校 (l'école de mari)”の中で、スガナレルに次のように批判させている。

“流行にしたがえ、とおっしゃるんでしう。……まるでわたしがあの若いおしゃれ男たちの様子にあやからねばならないようですね。あんな帽子をかぶり……あんなふくれあがって顔も見えないような金髪をつけろと言われるんですか？、腕の下に隠れるような小さな胴着を着ろ、おへその下まで垂れ下がる長い襟飾りをしろとおっしゃるのですか？ 食卓でソースにさわるくらいの袖をつけろ、オードショースと呼ばれる股引 (cotillons) をしろと言われるんですか？”⁽¹⁵⁾ “そして、スガナレル自身は従来通りの自分の服装を次のように肯定する。“わたしは自分の着ているものでじゅうぶん満足なんですから、変えようとは思いません。流行がどうであろうと……たっぷり長くて締りのいい胴着、これさえあれば消化もよし、お腹も温まります。股にぴったりした股引、足の痛まない靴、賢い御先祖さまたちが使っていたあれで大丈夫です。”⁽¹⁶⁾ すべてのことに昔風を守ろうとする時代おくれの人物としてこのスガナレルは登場するが、ここに表わされた台詞がすべて諷刺のみでなく、当時の批判的な一部を反映しているのであろう。また、これによって、当時の服装がその外形において前時代と違って来たことも想像出来る。“ラングラブが流行した時代は最も輝かしい時代であった”⁽¹⁷⁾ といわれるが、ルイ十四世の治世の間で、特殊な様相を呈し得たのは確かにラングラブによるところが大きい。

1675年のラングラブの衰退に伴い、プールポアンも消え、そのあとに現

われるのがジユストコールとキュロットから成る形式である。ジユストコールはシュルトー (surtout 外套) としてすでに兵士用の服装の中で実用化しており、腰たけの長さで下方が拡がり短い袖がついていた。ジユストコールは初めは外套のように、ふくらんだオードショースの上を掩うように着装されていたが、1680年頃に、オードショースが脚に適合したキュロットになってから、ジユストコール、ベスト (veste) キュロットの組合せ形式が成立した。これは、上衣と下衣という点では前時代と殆ど変りはないが、しかし美感の上では全く異った雰囲気をもつ服装となる。たけ長で簡素なボタンどめのジユストコール、細っそりしたキュロット、くすんだ靴下 (bas) による構成は、次の世紀を通して男子服の基本的な形式となるのである。この上衣は「前が閉じられると、トリミング (仕上げ) のために広いスペースを提供する……例えば、1680年ベルサイユにおける Phince de Conti (コンチ侯) の結婚式に際して着用された衣服は、記録によると、黒ビロードに麦わら色の模様をつけ、ダイヤが散りばめてあった。ショースも黒ビロードにダイヤがつき、マント (manteau) の裏にも黒ビロードがあり、炎色と白色のリボン装飾がつき、靴にもダイヤと真珠がつけられていた。……また Duc de Bourgogne (ブルゴーニュ侯) の結婚式のみもの⁽¹⁸⁾の一つは、金糸で刺繍した金の錦織のジユストコールの紳士達であったといわれる」即ちこれら十七世紀後半の男子服の二つの形式は、窄衣における二つの異った表現の傾向を示している。つまり形の上での変形と、材質の上にもみられる変化とである。

衣服の装飾

衣服が機能的な要求にのみとどまらず、美的表現性を追求するとき、造形的には、広意の装飾性をもつという結果になる。その装飾性は、前項においてのべたように、プールポアンやシュミーズの如く衣服の形態そのものを

変えてゆく場合があるが、そのほかに、別の装飾的な要素をつけ加える場合がみられる。この時代におけるその種の代表的なものとしてリボンとレースの存在が考えられる。そしてこれらがまたルイ十四世時代の服装を特色づける要因ともなっている。この時代のリボンの豊富さは他のどの時代の追従も許さぬ程で、それによって男子服の外観を一層複雑にしているといえる。

リボンとレースが氾濫したのは、一般に、マザランによって1644年に公布された金銀の使用禁止令にもとづくと考えられている。十七世紀は衣服に関する禁令が数多く発令された時代で、金銀糸の使用禁止令も1633年と1634年と続けて出されており、それ以来、三十年代にはレースをリボンの形に仕上げる装飾が行われ、それが更に1644年の発令以後、ますますリボンに頼ることになったという。このリボン結びはガララン (galants) と名づけられて著しく流行し、1690年頃まで大量のリボンが衣服を飾った。“1656年におけるフランスの流行では、一着の服装に500から600のリボンループがつけられ⁽¹⁹⁾……一人の服装につけられたリボンの長さが全部で300米にも及んだ⁽²⁰⁾”という例がある。このリボン飾りは、初めオードショースのすそにつけられたり、あるいはオードショースの前中央部分に tablier de galants (リボンの前垂れ) として飾られる程度であったが、先の禁令の結果、衣服の至るところにつけられるようになった。特にジュストコールの右肩の上とか、ショースのすそや、腹部の上方に集中的にとりつけられ、時には毛髪を飾るまでになったといわれる。“1661年のザクセン警察 (Sachsen) の規則は200エル (elles) (約120米) 以上の絹リボンが使用された事実を提示し、その結果貴族に対しては50エル (約30米) のリボン、市民は30エル、低い階級は10～15エルと制限した⁽²¹⁾という。”リボンは平らなものや、波形のものなどあり、王がトリアノン宮殿⁽²²⁾ (Trianon) を建てさせている間は、リボンもトリアノン風とよばれる方法により、至るところに結び目がつくられ、そこにはレースが縁飾りになった。モリエールの L'avare (守銭奴) の中で、貪欲なアルパゴンが、息子のクレアントの服装を批評して言っている。“ほかのこと

はともかくとして、そのリボンというやつじゃ。足の先から頭のとっぺんまで隙間もない位びったりつけているが、そいつはおまえ、いったいなんの役に立つんだね？、ズボンを吊るすには止め輪 (aiguillette) が六つもあったら沢山じゃないか。両親からさづかった一文もかからない髪を生やしていやいいものを、なんの必要があって高いかつらなど買いこむのだ？、かつらとリボンだけで、すくなくとも20ピストルはかかる。わしはそうとにらんでいるんじゃ。20ピストルの金がありゃ……。”⁽²³⁾

リボンと共にレースも特筆すべき装飾品である。レースはルイ十四世時代以前から、えりもとや袖口を飾るものとして大いに使われていたが、ゆたかな装飾が求められたこの時代には、以前にもましてあらゆる所に用いられた。プールポアの袖からあふれるシュミーズの袖には段重ねにレースが飾られ、シュミーズの胸飾りには常にレース飾りがついた。英国の例になるが、“12枚のシュミーズの仕上げに1000ヤードのレースを用い、ナイトシャツのために600ヤード用いたという例もある。”⁽²⁴⁾ 当時の独特のものであるキャンノン (canons) は、一種の膝飾りあるいは膝当てで、麻でつくられていたが、普通ここには、二三段のレースのフリルがついて、花が開いたような様子であった。十七世紀前半にみられる膝までのポット (bottes 半長靴) の上部が拡がってレースなどで飾られていた。そして1644年の法令でこのポットのレースが禁じられたので、“人々は、ポットにレースをつける代りにキャンノンにレースをつけて合法的に膝のレース飾りを要求した。”⁽²⁵⁾ 前掲の *Les lois de la galanterie françois* によれば、⁽²⁶⁾ “ポットの上方に拡がった麻製のキャンノンについては、それが紙の安全灯に似ていてパレ (palais) の裁縫女が、真中にキャンドルをおいて、風から守るために夕方それを使用する……” とある。また、モリエールが前述の“亭主学校” のサガナレルに次のように言わせている。“大型の膝飾りときたら、足かせそっくりで、毎朝両脚の動きをとれなくするし、あいつをつけて股を開いて歩いている通人がたの恰好はおもちゃの羽根さながらのていたらくですぜ……。”⁽²⁸⁾ このように

キャノンは大きく広がったものであったことが想像できる。キャノンは、
“一対で7000 リーブルまでがあり、フランス宮廷では、M. Alquié (アルキエ)⁽²⁹⁾によれば、貴族達はカラー、カフス、膝飾りから成るレースセットに3000 リーブル支払うのは普通であった。” “1681年のメルキュルドフランス (Mercure de France) によれば、紳士の一組のレースセットは50 ルイ⁽³⁰⁾ドル (Louis d'or)⁽³¹⁾であった。”

“マザランの宰相時代の最後の1660年にもレース等を取締まる禁令が出たが、ルイ十四世が自身で統治を始めるや否や、レース製造人によって王座の下にもたらされた苦情に道理を与え、彼らの職を減ぼす処置を取消すばかりでなく、間もなく外国のレースのすべての方法をフランスにもち込むことを考えて200人の労働者を呼びよせた。”⁽³⁴⁾

このようにして外国からの輸入品であったレースが国内生産になると、レースの使用はますます盛んとなった。レースとリボンがゆたかに使われた当時の宮廷の服装は、ゴブラン織のタピストリー “L'Histoire du Roi (国王物語)” に示された宮廷生活の絵図によって想像できる。これは、当時の宮廷画家ルブランによって下絵がかかれ、王立ゴブラン工場で製作されたもので、ルイ十四世の生涯の挿話を題材としている、といわれる。⁽³⁵⁾

その他の装飾品としては、宝石類がある。宝石の使用が高まると、模造品の製造がみられ、1644年以來 Temple (タンブル)⁽³⁶⁾の商人はガラスを色づけ宝石を模倣するための方法を見出した。それが diamants du Temple (ダイヤモンドタンブル) といわれ、エメラルドやルビーなどを安価に供給したといわれる。そしてまた十七世紀末に、王は “くすんだビロードや軽い刺繡、金の単純なボタンをつけた。ベストは刺繡などで飾られたサテンカラシャであって、装身具や宝石はつけなかったが、しかし祭の時には8000から9000の宝石をつけた⁽³⁷⁾” といい、キシエラ (Quicherat) はこのことに関して、 “王は衣服の贅沢を押えようとしたのではなく、宝石の装飾品のために衣服の好みをおさえたのであろう” と解釈している。⁽³⁸⁾そして、このようなこ

とは、世紀末になるほど、人々をして、ジュストコールのボタンやボタン穴の装飾のために、金や銀、就中ダイヤに費用をつぎこませることとなった。宝石類に対する好みが模造品を生産させた如く、一方で、ジュストコールのボタンやボタン穴に、金や金糸にみせるために黄色の糸などが用いられたという。

禁令と特権

前述の如く、衣服の根本的な形式が出来上っている体型衣、即ち窄衣においては、服飾の様式は、造形上では基本形式の変形とか装飾という方法で表わされている。このような服装の傾向を形成する因子の如きものは、勿論、時代や地域その他によって異ってくることは言うまでもない。十七世紀にはフランスはもちろん、他の西欧諸国においても数々の衣服に関する法令が公布され、これらの禁令が当時の服装の動きに一役買っていることが考えられる。例えば“1626年にバイエルン (Bayern) のマクシミリアン侯は、彼の臣下を七段階にわけて、衣服の材質と装飾品を細かく規定している。また、1662年にドレスデン (Dresden) はかつらを、プロイシュバァイツ (Braunschweig) 市はリボンを禁じ、1680年にライプツィヒ (Leipzig) はひきすそを禁じている。⁽³⁹⁾”服装の中で、職人を貴族から、貴族を王侯からわけけることはむづかしくなると書かれているが、これらは貴族が彼等の階級を表わす服装から離れることに満足せず、服装の中にそれらを無理に示そうとした⁽⁴⁰⁾”とペーンは言っている。そして、衣服の禁令にそむいたものには、多くの刑罰が用意されたらしいことが記録されている。例えば“1661年にニュルンベルグ (Nürnberg) で、ある印刷業者は、妻が、余りに堂々と装うばかりでなく、彼の犬に銀の首輪をつけさせたという理由で罰金刑に処せられた。”前項でのべたように、1644年のマザランによる金銀糸の使用禁止令は、結局、リボン飾りの氾濫をひき起こしたが、“シャトレ (Châtelet) の町の補

佐官は、誰も王の命令に服従しなかったことを認めている。⁽⁴¹⁾ “そ してまた “1656年にマザランは飾紐 (galons) と共にリボン結び (galants) を批難することを認めている。 ”という。そして、衣服を結びつける目的以外にリボンをつけないことを法制によって定めることを主張して、当時十八才のルイ十四世にモロッコ皮の吊紐のついた無地ビロードのブルポアンをつけ、リボンも刺繍もなしでパリに現われるように教育した。しかし若い君主によって与えられた単純さへの模範は、間もなく法律の第三版をやり直さねばならぬ程僅かしか役に立たなかった。⁽⁴²⁾ ”

1660年にマザランは、金銀刺繍、絹織物の着用、売買を禁止している。これについては “亭主学校” の中のスガナレルは言っている。 “いやはや、なんともありがたい法令じゃて、着物の贅沢は、これで御法度になるんだからな！ 亭主どもの気苦勞もこれからはなくなろうし、女房たちも好き勝手に物がせびれなくなるだろうよ。まったく王さまがこのような禁令をお出しになったのは、心からありがたいことさ！ ついでに亭主どもにもうひと安心させるように、レース刺繍といっしょに、浮気沙汰も取り締ってもらえたら申し分ないのだが……。”⁽⁴³⁾ しかし、実際問題として、禁止令は実質的には余り効果がなかったようである。そして1697年から1700年にかけて、贅沢の再流行となり、1700年と1708年に、王は若干の役人と高位の貴族を除いて、金銀の使用禁止令を再新している。⁽⁴⁴⁾ “1700年の禁令は特に、書記や公証人や検事や執達吏などの妻や娘の心を傷つけ、一方、弁護士らの妻は、こうした法令に屈服しなかった”⁽⁴⁵⁾ というが、夫の職務上、法令に従わねばならぬ人々があったことを言うのであろう。また1708年の法令は、この種の法令の記録として最後のものであり、その効果は殆ど持続しなかったらしいが、政府がこのように衣服に関する法律に干渉しなくなってから、衣服における金銀の使用量が少なくなったと言われる。モードの一面の姿がここに表わされている。禁止令は、もともとは国内の消費を節約する意味で公布されたものであるが、こうした禁止令に応じきれない程の魅力が服装を着飾ることの中に

存したのであろう。禁止令によって、服装の特権を誇示出来るところの特権階級を出現させ、彼らは彼らの得た特権を守るために、禁令をくり返す。一方、法令によって禁ぜられたものに対する興味と憧れの感情が抱かれて、度重なる法令は、ますます守られぬという結果を生じたと考えられる。

貴族の特権意識を満足させるものの一つとして、1664年に定められたジュストコールアブルベ (justaucorps à brevet, 証明書付きのジュストコール) がある。これは王がベルサイユに滞在中、王の家族と側近者十二名、続いて約四十名に対して、王が着用していたと同じジュストコールを着用する権利を与えたことである。権利の証明として、王のサイン入りの証明書が手渡されたのでこのように言われる。このジュストコールは、青地の毛織物で赤地の裏がつき、金糸と銀糸で刺繍されていた。そして後に金銀刺繍に対して禁止令が出された時にもこの権利は続いたので、“衣服の特権”として解釈されている。ジュストコールアブルベの有資格者は、王の正式招待以外には、どこにでも王の後に従う資格があったといわれる。有資格者が一人死亡した時に、その代りとして別の人物が有資格者に選ばれるが、そういう以外には、王は決してこの人数をふやそうとはしなかった。従ってフランスの宮廷人は、以後これら少数の中に含まれることが、野望をもつよりも大事であり、また宮廷で成功するためにもこの肩書に頼る必要があり、“恩給や地位の問題と同様に、王にへつらい媚びなければならなかった”⁽⁴⁷⁾という。

結 語

変形したブルボアンと、スカートの如きラングラブ、更に溢れ出るシュミーズや、衣服を飾る豊富なりボンやレース、というルイ十四世時代の一つの服飾の姿は、先へのべたように、個々の衣服がそれぞれ極度にまで飾りつけられ、複雑な様相を表わしていた。それに対し、十七世紀末頃からみえ始めたジュストコールとキュロットという新しい組み合わせの服装は、その

表現性において、それまでとは違った傾向を示し始める。ふくらんだオードショースから脚にそったキュロットへの移行は、全体の外観をちがった方向に導く。ジュストコールが、アビ (habit) として、その外観を少しづつ整え、十八世紀当初に、全体のシルエットが優雅な曲線をかたちづくり始めると、ロココへと移りゆくモードの華麗さが男子服の様相を変えてしまう。ラングラーブが愛用された時代の男子服は、個々の服装が自由に、極端な装飾を追求していたが、十八世紀には服装全体に統一された美が見出される。同じ窄衣形式でありながら、ジュストコールはより広いスペースの上で、自づと織物の美しさ、刺繍の華やかさを示すようになり、更に曲線美が追求され、その表現の特色も変化してくる。例えば、⁽⁴⁸⁾ “1677年にメルキュールガラ
ン (mercure galant) は、男のモードについて、”ぜいたくな材料が多い。エレガンスは頭髪やショースやリンネル類や、またベストの中にある”と解釈している⁽⁴⁹⁾”

ブリュイエール (Bryère)⁽⁵⁰⁾ は、1682年に “宮廷人は以前は髪をのぼし、ショースとブルポアンをつけ、大きなキャノンをつけていて、それは放従であった。そういうのは最早似合わない。つまり彼らは、かつらをつけ、びったりしたアビ、調和した靴下をつける。”⁽⁵¹⁾と記されているが、この頃からモードの傾向も変って来た。リボンの数もレース飾りも、飾紐も少なくなった。そして、ブーシェは、こうしたモードの傾向について、 “新しいモードの流れは、既にベルサイユ以外の社会の傾向を明らかにし、若い人々や、財政家や中産階級によって組織され、宮廷の権威に服従するよりも、彼ら自身の喜びを苦勞して見出そうとするものである”⁽⁵²⁾とのべている。

治世の末期に起きた新しい傾向は、十七世紀半ばから後半にかけての服装の姿を、むしろ特性づけるのに役立つのかも知れない。体型にそった窄衣形式、それも女子服よりも機能性に重点をおく男子服において、多様な変化に富んだ形と装飾が追求され、変化されているところに、人々の衣服に対する要求の一面が表面化されていると思う。

最後に、御指導を賜りましたお茶の水女子大学教授谷田関次先生に厚く御礼申し上げます。(本学助教)

【注】

- (1) The Europe of the Capital, ART IDEA HISTORY
1600~1700, G.C. ARGAN, 1968; p11
- (2) 同上; p12
- (3) 服飾美学, 谷田関次, 1969; p36
- (4) The Europe of the Capital; p11
- (5) (6) 同上; p24
- (7) brassière; 婦人や子供の小型胴着
- (8) (10) Histoire du Costume en France, J. Quicherat, 1937; p515
- (9) 同上; p498
- (11) Dictionnaire du Costume, M.Leloir, 1951; p308
- (12) Die Mode, 17 Jahrhundert, M.v. Boehn, 1913, p116
- (13) Histoire du Costume en France; p492
- (14) 同上; p500
- (15) (16) 世界古典文学全集47, モリエール, 鈴木力衛訳, 1965; p34. p35
- (17) Histoire du Costume, F.Boucher, 1965; p260
- (18) Die Mode; p124
Histoire du Costume en France; p524
- (19) Le Costume vol.3, J. Ruppert, 1961, p5
- (20) Histore du Costume en France; p498
- (21) Die Mode; 114p
- (22) Trianon; 1687年に Trianon の土地に, ルイ十四世によって建てられた宮殿
- (23) 世界古典文学全集, 47; p274
- (24) Die Mode; p114
- (25) (26) Histoire du Cosutme en France; p497
- (27) palais; 昔裁判所のあったところで, 多数の店のあるパリの地域
- (28) 世界古典文学全集. 47; p33
- (29) M. Alquié; 17世紀フランスの作家
- (30) Die Mode; p114
- (31) Mercure de France; 1672年に Visé によって発刊された週刊の新聞紙, 始め mercure galant の名で出版されたフランス最古の新聞の一つで, その記事は宮廷や町の事件を報道した。18世紀初めに mercure de France と改

名された。

- (32) Luis d'or; ルイ十三世時代に造られた金貨で、1640年に I Louis d'or は10
リーブル, に相当した。
- (33) Die Mode; p114
- (34) Histoire du Costume en France; p516
- (35) 世界美術全集他。
- (36) Temple; 12世紀後半, 中世の聖堂騎士団員によって建てられた修道院がパ
リの北東部にあり, そこに通ずる道が rue de Temple である。
- (37) (38) Histoire du Costume en France; p526
- (39) Die Mode; p147
- (40) 同上; p148
- (41) Histoire du Costume; p254
- (42) Histoire du Costume en France; p491
- (43) 世界古典文学全集, 47; p44
- (44) (45) Histoire du Costume en France; p527
- (46) Die Mode; p148
- (47) Histoire du Costume en France; p509
- (48) Mercure galant; (注) (31) を参照
- (49) Histoire du Costume; p260
- (50) J. de. Bruyère; 17世紀フランスのモラリスト, 1688年に当時の世相図
// 人さまざまを // つくる。
- (51) (52) Histoire du Costume; p260